

富士見市自治基本条例の 見直しに関する提言書

平成25年11月12日

富士見市市民参加及び協働推進委員会

目 次

提言にあたって	1
1 はじめに	2
2 推進委員会の会議と検討方法	2
3 富士見市自治基本条例の運用改善にむけた提言	3
第1章「総則」	3
第2章「基本原則」	3
第3章「市民の権利及び責務」	4
第4章「市議会、市等の責務」	4
第5章「市民参加及び協働のまちづくりの推進」	5
第6章「市政運営」	5
第7章「条例の位置付け」	6
4 まとめ	7
5 附属資料	8

提言にあたって

富士見市市民参加及び協働推進委員会委員長 岩田 仁

平成25年7月に設置した「富士見市市民参加及び協働推進委員会」では、最初の取組みとして、富士見市自治基本条例の見直しの検証を行いました。

今回の見直しにあたっては、前回の見直し後、5年間における市民参加・協働に関する取組み状況等を踏まえ、「現行の条文が社会情勢の変化に適合しているか。また、条例による市の取組みが、富士見市のまちづくりの実情に即しているか。」などの観点から検証を行い、今後の5年間のまちづくりを見据え、各条文はもとより、解説についても説明や表現、事例の使い方を含め、活発な議論が行われました。結果として、市民自治の確立にむけた理念と市政運営の基本的事項が適切に表現されているということで、条例自体の修正及び変更の必要はないとの結論に至りました。

一方で、市民参加によるまちづくりの歩みは確実に進んではいるものの、運用及び手法についての改善やさらなる検討が必要な点についての発言や提案が多くなされました。その中でも共通してあげられたことは「市民参加」「協働」における「情報の共有」の適正な仕組みづくりです。これは、与え合うお互いのメリットが、まちづくりのパートナーとしての意識をより高めることになるからです。

この提言書が、今後の市民の知恵と力を生かした豊かな自治の実現のための市民参加・協働によるまちづくりの一助となるように期待します。

1 はじめに

市民参加と協働を基調とした富士見市自治基本条例は、富士見市における自治の推進にむけた基本原則等を明文化したもので、普遍的な事項を規定しているが、この条例が社会経済状況等の変化に対応し、制定の趣旨に沿った内容を維持しているかどうか5年を超えない期間ごとに見直しを行うこととしている。(条例第28条)。

平成16年4月1日施行の本条例は、「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会(以下「市民懇談会」という。)」において、平成20年度に見直しを行い、「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書」を提出した。提言書では、地域自治の理念が適切に表現されているということで、特に修正及び変更はないという結論とした。しかし、理念条例として総合性はあるものの具体的な制度、手続き、手法、運用について課題もあった。市ではこの提言書により課題を洗い出し、改善を行ったところである。

また、市民懇談会は、市において設立目的にあった附属機関としての審議会等の見直しを実施したことから、平成25年6月をもって廃止となり、所掌事務を引き継ぐ「富士見市市民参加及び協働推進委員会(以下「推進委員会」という。)」が、条例に基づき新たに設置された。平成25年度は、2回目の見直しの時期にあたり、推進委員会においては、条例の運用状況等を踏まえ条例の検証及び見直し作業を行った。

2 推進委員会の会議と検討方法

推進委員会の会議は、平成25年7月から11月までの間、4回の会議を開催した。委員の構成は、市民団体の代表7名、公募委員の市民3名の合計10名となっている。

会議では、見直し検討の作業を行うにあたり、①現行の条文の施策が機能しているか、②制定後、社会変化に伴い新たな施策を盛り込む必要があるか、③条例の構成上、標記等の不備はないか、の三つを観点とした。

特に、「現状の条文の施策が機能しているか」の点では、自治基本条例に基づく取り組み状況の確認とともに、現状や課題について検証し、条文だけではなく解説についても照らし合わせて検証を行った。各委員の日々の暮らしや主体的に活動している地域コミュニティの分野における取り組みから、まちづくりのパートナーとしての視点で、自由な意見交換が行われた。

それらの意見等を整理し、提言があった条文は次のように記すこととする。

3 富士見市自治基本条例の運用改善にむけた提言

■ 第1章 総則

第2条「定義」

①市民について

地域で活躍する市民活動団体、町会、事業者などと連携し、互いに協力し合うことによって地域の問題を解決するなど、さまざまな事業を展開していくことができるため、その団体についての定義を解説に示す必要がある。

②子どもにおける自治基本条例の学習について

小中学生へ市民参加・協働のまちづくりの啓発を図ることが必要である。例えば、子どもたちが身近な問題について意見を出し合い、「自分たちでできるまちづくり」を実践するための方法等を考えることは、まちづくりに関わる活動の視野が広がることにつながる。

③外国人の市民参加・協働について

イラストを多く入れるなどして、外国人がわかりやすい外国語版の啓発チラシの作成を検討願いたい。

■ 第2章 基本原則

第3条「情報の共有の原則」・第19条「情報の公開」

①情報共有について（第3条・第19条）

行政による情報発信は、市民がその情報を認識、理解しなければ情報の共有化ができていると言えない。情報の格差が生じないように、情報を見ない、知らない市民に対する情報発信や情報を理解してもらうための方法を検討願いたい。また、市民の側からも情報を共有しようとする意識を持つことが必要と考える。

②障がい者へ情報提供する際に必要な配慮（第3条）

障がいの状況によってニーズは異なるが、市広報は身近な情報源である。音声読み上げや点字の対応サービスは、作成者のやりがいと利用者の喜びと二重のメリットがあり、このようなサービスは積極的にPRしてほしい。

■第3章 市民の権利及び責務

第6条「市民の権利」

子どもや女性、障がい者、外国人などの権利について、市においての取り組み事例をあげるなど、市民により理解が深められるような具体的な解説にすることが望ましい。

第7条「市民の責務」

主体的なまちづくりの参加について

子どももまちづくりに参加することで成長の機会を得られ、大人も社会を見つめなおす機会となる。世代を越えて共に考えるパートナーとしてまちづくりに参加する権利があることを解説してほしい。

■第4章 市議会、市等の責務

第8条「市議会の責務」

低い投票率に対して議会による啓発、広報活動の必要性が求められる。例えば、議会報告会の取り組みの工夫としては、各町会や子ども会、小・中学校の児童・生徒・保護者を対象に授業以外の場面などで議会報告をし、議員が生の声を届け、議会が身近に感じるよう、長い目で取り組んでいくことが重要である。

第9条「市の責務」

参加機会の充実について

市民参加に関する情報提供の充実に努めるとともに、各種行事においてイベントのマンネリ化を防ぐために、実行委員会委員の公募の検討に努めてほしい。その際には、さまざまなアイデアが集結するように異なる世代が参加できる仕組みが必要である。

第11条「市職員の責務」

いじめ、虐待、DVトラブルが増加している昨今、人権についての研修において、それらの対応の理解を深めることが必要である。

■ 第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進

第12条「市民参加手続」・第14条「審議会等への参加」

条文の趣旨に添って、市民参加機会の充実に積極的に努めてほしい。また、市民の意見を反映することで生きた市政となることから、市の運営に対し、市民もチェックをすることが大切である。まちづくりに対する市民の関心を高め、幅広い市民の参加を促し、さまざまな情報伝達方法を活用し、情報を効果的に提供することが重要である。

第13条「市民意見提出手続」

法令に特別の定めがある場合について、市民が理解できるように、例をあげて具体的な説明が必要である。

第17条「自主的なまちづくり活動の促進」

市民の公益的活動などの自主的なまちづくり活動がコミュニティにつながることから、町会活動や自主防災組織、地域まちづくり協議会の支援など、その制度のメリットを具体的にかつ詳細に周知することに努め、地域の課題解決に向けた協力の輪を広げていくことが大切である。

■ 第6章 市政運営

第20条「説明責任」

市民に周知し説明会や懇談会などで分かりやすい説明をすることは当然である。しかし、出席率に課題がある。これは双方における情報提供ともつながることから、出席率を高めるための工夫を検討し、多くの出席者から幅広い意見や要望をもらうことを目指し、市政に生かすことが必要である。また、説明における資料は、場合によっては、児童・生徒向けに解説書をつくることも検討してほしい。

第21条「応答責任」

「市政」について、市民が理解できるように、分かりやすい表現で解説する必要がある。

第23条「適正な行政手続き」

行政手続きについて、市民が理解できるように、事例を取り上げて、分かりやすい表現で説明することが必要である。

第24条「市民投票制度の活用」

市民投票制度について、これまでに実施した「二市二町の合併の賛否を問う市民投票」を事例に取り上げ、市民がわかりやすい解説にする必要がある。

第25条「行政評価」

評価にあたっては、特定の委員だけでなく、多くの市民の幅広い意見が反映される仕組みが必要である。

第26条「健全な財政運営」

市民に分かりやすい財務に関する資料について、市民が理解できるように、解説に具体的な例をあげる必要がある。

■第7章 条例の位置付け

第27条「条例の位置付け」

条例の位置付けについては、条例の基本的な意味を示しているため構成の前半にあるべきと考える。しかしながら、市に合った条例の組み立て方がある。この場合、第1章に目的、2章～6章に目的の推進における仕組みづくりをおいている。これらを総じた結論が第7章になるため、流れを考慮するとバランスをとっており、あえて訂正する理由はない。

第28条「条例の見直し」

条例の見直しについては、市を取り巻く社会環境の変化に応じ、5年ごとに定期的に見直しを行うことは適正である。

4 まとめ

この富士見市で豊かな、生きがいのある暮らしをしていくことは私たち市民みんなの願いであり、その暮らしが実現できるまちをつくっていくことは私たち市民の務めでもある。

本条例は、施行後10年が経過しようとしているが、富士見市を取り巻く環境が日々変化する中で、条例に基づく市民参加と協働によるまちづくりの土壌は確実に育っている。「自分たちのまちを良くしたい、地域に関わってきた自分の経験を活かしたい、まちづくりに興味がある。」など、地域には自らの責任において発言し、実践する市民が着実に増えている一方、市政に関心がない市民が存在することも確かである。

市民自治とは、より多くの市民がまちづくりのことを考え行動に移すことである。市政へ参加し、協働をすすめ、元気に活躍できる仕組みをどう整えていくべきか。

今後のわがまち富士見市に大きな期待を寄せた議論の成果は、今ここに提言書としてまとめ、まちづくりの活力が、良きコミュニティにつながることを願う。

5 附属資料

(1) 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第16条第2項の規定に基づき、富士見市市民参加及び協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、市長の求めに応じ、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に関する事項について調査及び検討を行い、市長に提言する。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び市民活動に係る団体が推薦する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 推進委員会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、自治振興部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士見市自治基本条例の一部改正)

2 富士見市自治基本条例の一部を次のように改正する。

第28条を第29条とする。

第7章中第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第6章中第25条を第26条とし、第17条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第5章中第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(富士見市市民参加及び協働推進委員会)

第16条 市は、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するため、富士見市市民参加及び協働推進委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市市民参加及び協働推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(2) 富士見市市民参加及び協働推進委員会委員名簿

(任期：平成25年7月1日～平成27年6月30日)

役職	氏名	所属団体分野等
委員長	岩田 仁	生涯学習関係
副委員長	高橋 さかえ	男女共同参画推進会議
委員	有賀 輝彦	青少年相談員協議会
委員	五十嵐 洋太	商工会
委員	遠藤 義輝	町会長連合会
委員	高橋 良江	特定非営利活動法人サポートハウスみんなの手
委員	野崎 義文	公募
委員	三木 ともね	公募
委員	吉田 紀子	音訳グループかたりべ
委員	吉原 智博	公募

(3) 富士見市市民参加及び協働推進委員会開催状況

	開催日	内容
第1回	平成25年7月18日(木)	(1) 委員長及び副委員長の選任について (2) 市民参加・協働の推進について ・自治基本条例 ・市民参加及び協働推進委員会条例 ・今期のスケジュールと協議内容について (3) 自治基本条例の見直しについて ・見直し検討作業の観点 ・見直し検討作業の体制 ・委員会開催予定 ・自治基本条例の施行・施工後の経緯 ・社会情勢の変化 ・協議(条例第1条～11条)
第2回	平成25年8月12日(月)	(1) 自治基本条例の見直しについて ・協議(条例第12条～29条)
第3回	平成25年9月4日(水)	(1) 自治基本条例の見直しについて ・協議(意見の整理・まとめ)
第4回	平成25年11月12日(火) 平成24年11月21日(金)	(1) 自治基本条例の見直しについて ・自治基本条例の見直しに関する提言書(案)について ○提言書を市長へ提出予定